

大阪市告示第1115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月6日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	旧 新 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長
淀川区第805号線	淀川区加島3丁目 417番の1地から 同 区同 416番地まで (別紙参考図参照)	旧	6.00m	11.06m
		新	6.00～ 9.91	11.06

(建設局総務部管財課)